

社会福祉法人有隣会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人有隣会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益等及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 800 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 20 万円以内とする。

3 常勤役員の報酬等

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額

4 非常勤役員の報酬等

- (1) 報酬 別表第3に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額

5 評議員に対する報酬額は、別表第3に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第3条第2項の規定に準じて支給する。)

(2) 退職慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別表第4に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1)50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2)50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月14日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は、平成29年12月21日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月23日一部改正、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(常勤の理事の報酬)

役職名	月 額(円)
理事長	月額 30万円
常務理事	月額 30万円

別表第2(退職慰労金の算定式)

役 職	算 定 式
理 事 長	40,000 円×在職年数
常 務 理 事	30,000 円×在職年数
非常勤監事、理事	20,000 円×在職年数

在職年数の算定については、就任した年月日を起算日とし6ヶ月以上は1年とし、6ヶ月未満は切り捨てるものとする。

別表第3(非常勤の役員の報酬)

役 職	算 定 式
業務執行理事	予め週の勤務時間を定め、常務理事の報酬額を40時間で除した額に 定めた週の勤務時間を乗じた額とする
理 事	日額 10,000 円
監 事	日額 10,000 円
評議員	日額 8,000 円

別表第4(旅費)

区 別	支 給 額	摘 要
鉄 道 料 金	県内:旅客料金実費 県外:旅客料金実費に特別車両料金を加算した額	必要と認めるときは急行料金など特別料金(寝台料金を除く)を加算して支給することができる。
船 料 金	船舶料金実費	

航空料金	航空料金実費	特に必要と認めるとき支給することができる。
車料	1キロメートルにつき30円又は 定期一般乗合旅客自動車料金実費	
日当	県内 5,000円 県外 7,000円	往復とも梅里苑所有の車による旅行の場合 県内 1,500円 県外 3,500円
宿泊料 (一夜につき)	県内10,000円 県外13,000円	